

海岸線ホームドア整備事業

落札者決定基準

令和6年11月

神戸市交通局

【 目 次 】

第1 審査の概要	1
1 落札者決定基準の位置付け	1
2 審査方法の概要	1
3 評価委員会の設置	1
4 審査の流れ	1
5 落札者の決定	2
6 提案内容の位置づけ	2
第2 第一次審査	3
第3 第二次審査	3
1 入札価格の確認	3
2 定量評価項目に係る審査	3
3 定性評価項目に係る審査	4
第4 総合評価	5
1 総合評価の手順	5
2 総合評価点の計算式	5

第1 審査の概要

1 落札者決定基準の位置付け

本書は、神戸市交通局（以下「当局」という。）が、海岸線ホームドア整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、最も優れた提案を審査し選定するための手順、方法、評価基準等を示すもので、本事業の入札参加希望者を対象に配布する「入札説明書」と一体のものである。

2 審査方法の概要

当局は、本事業に詳細設計付工事発注方法による契約方式を導入することによって、民間事業者の技術やノウハウを活かし、整備期間や財政負担等の縮減、効率化を図ることを目指している。そこで、事業者の選定については、競争性の確保と民間事業者の提案を幅広く取り入れる観点から、総合評価一般競争入札方式を採用する。

3 評価委員会の設置

当局は、総合評価一般入札方式による事業者の選定にあたり、学識経験を有する者から意見を聴取し公平な評価基準を決定するとともに、「海岸線ホームドア整備事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）により、5人以上の評価委員が入札参加者の提案内容に対して客観的に評価を行い、落札者を決定する。

4 審査の流れ

審査は二段階に分けて実施するものとし、入札参加者の資格要件を確認する第一次審査と、第一次審査を合格した入札参加者の提案内容、事業遂行能力および入札価格を審査する第二次審査を実施する。第一次審査は、入札参加者について書類審査によって第二次審査のための提案を提出できる有資格者を選定する。

なお第二次審査に第一次審査の結果は影響しないものとする。

第一次審査	資格要件に係る審査
第二次審査	提案内容の定性評価項目に係る審査および入札価格の定量評価によって総合評価審査を行う。

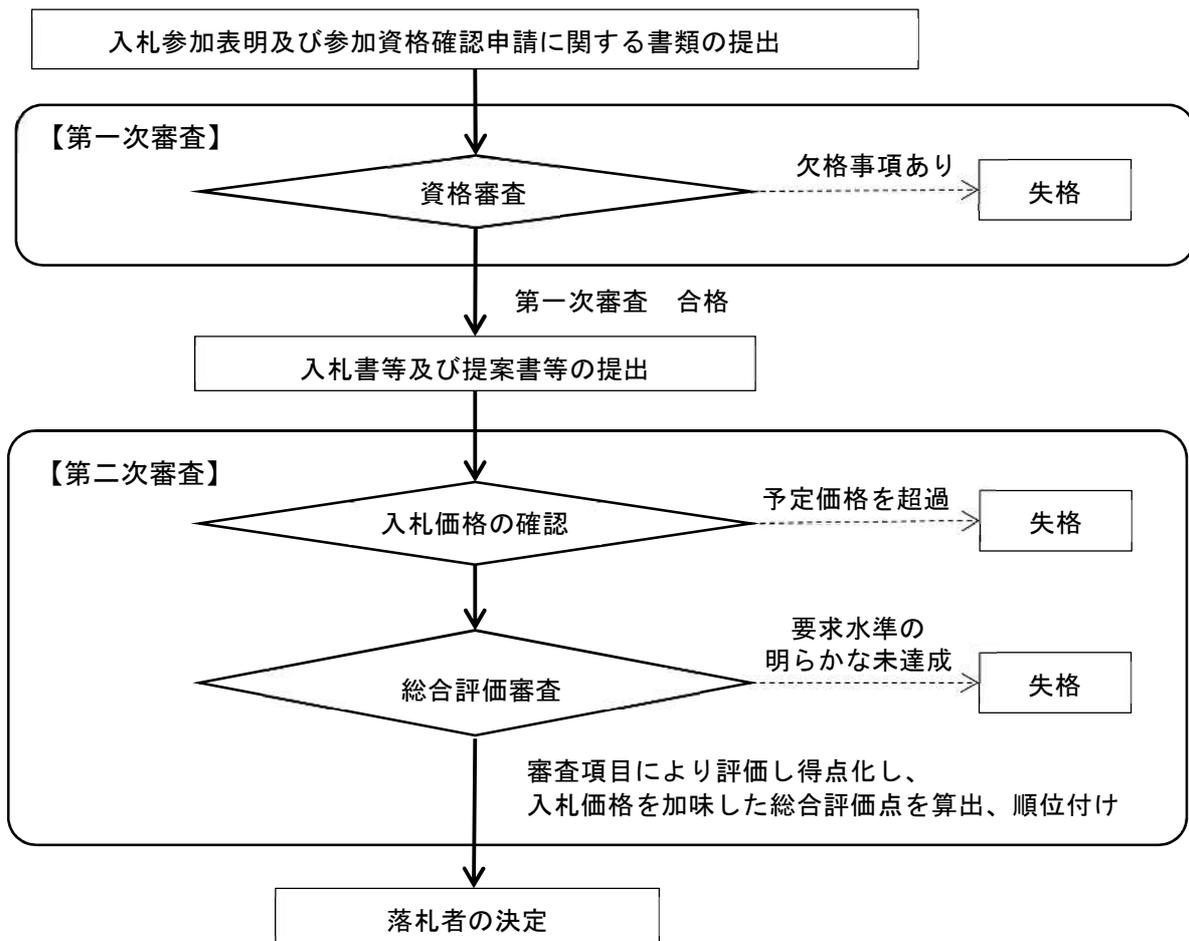


図1 審査の流れ

5 落札者の決定

第一次審査に合格した入札参加者から提出された入札書等及び提案書等の内容について、第二次審査として本書に基づき評価・得点化を行い、得点の最も高い提案をした入札参加者を落札者として選定する。

第二次審査に進んだ入札参加者が1者であった場合には、当該入札参加者から提出された入札書等及び提案書等の内容を審査し、入札価格の予定価格超過や要求水準の明らかな未達成等の失格要件に該当せず、「第3 3 定性評価項目に係る審査」に定められた方法による得点化において、定性評価項目審査の点数が15点以上であれば、当該入札参加者を落札者として選定する。

6 提案内容の位置づけ

本事業では、入札時点で設計が完了していないため、提案内容をそのまま実施することを求めるものではなく、事業契約書に定める「設計業務」が完了した後に、仕様や工事業務の具体的内容が決定されるものとなる。ただし、総合評価一般競争入札方式においては、提案内容が入札書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本事業の契約上の拘束力を有することに留意すること。

(1) 定性評価項目に係る審査の扱い

定性評価項目に基づく審査では、要求水準以上の提案が具体的になされている内容について得点が付与される定性評価を行う。このため、落札者が提案した提案内容が、事業契約で定める業務水準となることに留意すること。

(2) 審査段階の意見の扱い

審査段階において、入札参加者からの提案内容に対して当局から意見が出される場合がある。この場合、事業契約の締結の段階で、落札者は当局が提示した意見を、事業の内容に反映させるために、可能な限り配慮しなければならない。

第2 第一次審査

書類審査により、参加資格要件の確認を行い、本事業への入札参加資格要件の審査を行う。参加資格要件を備えていない場合は失格とする。

なお、提出された書類に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

第3 第二次審査

入札参加者から提出された入札書等、提案書等審査する。

なお、入札参加者から提出された入札書等及び提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別のヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、提案書等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

1 入札価格の確認

入札参加者が入札書等に記載した入札価格が、当局の設定する予定価格（入札説明書を参照。）を超えていないことを確認する。

入札価格が予定価格を超えている場合、その入札参加者は失格とする。

2 定量評価項目に係る審査

定量評価項目の得点は、以下の計算式により付与する。

$\text{定量的事項の得点} = \frac{\text{最小入札価格}}{\text{入札価格}} \times 70 \text{ 点}$

3 定性評価項目に係る審査

入札参加者の提案内容について、以下のとおり審査基準を定め、審査を行う。なお、提案内容が明らかに要求水準を満たしていないと判断した場合には、その入札参加者は失格とする。

定性評価項目に係る審査の配点は30点として、次の「表1 定性評価項目及び配点等」に示す定性評価項目及び配点に従い、入札参加者の提案内容について定性評価し得点化する。

総合評価審査の配点は定量評価（入札価格）70点、定性的評価30点の計100点とする。

表1 定性評価項目及び配点等

No	定性評価項目	配点
1	設計・施工計画の妥当性	5点
2	機器性能及び施工、施工監理の工夫に関する提案	10点
3	施工・維持管理の工夫に関する提案	10点
4	地域経済波及効果	5点
		合計 30点

(1) 定性評価項目の審査

定性評価項目の審査は、「表2 提案内容審査基準」の審査項目について、「表3-1 各定性評価項目の得点化基準」、「表3-2 経済波及効果の得点化基準」により得点を付与する。なお、詳細は下表中（主な様式）を参照のこと。

表2 提案内容審査基準

No	審査項目	審査のポイント・細目	配点	主な様式
1	設計・施工計画の妥当性	基本方針、設計・施工体制・工程バリアフリーの実現に向けた提案と妥当性	5点	様式5-2 様式5-3
2	設計・機器性能の工夫に関する提案 (ホームドア、段差・隙間解消に対する技術的提案)	安定性、信頼性、耐久性、地下鉄利用者への配慮	5点	様式5-4
		保守性向上への配慮	5点	
3	施工・維持管理の工夫に関する提案 (施工上の工夫、緊急時対応、事業完了後の運用・メンテナンスに関する提案)	工事期間中の安全面・環境面・工程管理等の施工における工夫	5点	様式5-5
		緊急時対応の提案、ライフサイクルコストの提案	5点	
4	地域経済波及効果	地元企業への優先発注の配慮	5点	様式5-6
小計			30点	

表 3—1 各定性評価項目の得点化基準

評価	評価基準	点数化の方法
A	具体的に極めて優れた提案がある	配点×1.0
B	具体的に優れた提案がある	配点×2/3
C	具体的に提案がある	配点×1/3
D	特に要求水準を超える提案がない	配点×0

表 3—1 経済波及効果の得点化基準

評価	評価基準	点数化の方法
A	地元・準地元企業の受注金額の割合が90%以上である。	配点×1.0
B	地元・準地元企業の受注金額の割合が80%以上 90 未満である。	配点×2/3
C	地元・準地元企業の受注金額の割合が70%以上 80%未満である。	配点×1/3
D	地元・準地元企業の受注金額の割合が70%未満である。	配点×0

※受注金額割合は、地元企業は1.0とし、準地元企業は0.7を乗じるものとする。

第4 総合評価

1 総合評価の手順

「2 総合評価点の計算式」により算出された総合評価点の最も高い者を落札者として選定する。

なお、最も高い総合評価点の者が2者以上あるときは、定性評価点の高い者を落札者とし、更に定性評価点と同点である場合には、くじ引きにより落札者を選定する。

2 総合評価点の計算式

総合評価点の算出は、以下の計算式によって行う。

総合評価点 = 定量評価点 + 定性評価点

得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。